

注 記（単体）

I. 重要な会計方針

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

償却原価法による。

②満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法による。

市場価格のないものについては、取得原価による。

2. 固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）、無形固定資産ともに、定額法による。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法による。

4. 引当金の計上基準及び算定方法

貸倒引当金

過去3年間の平均不納欠損率による。

賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、支給対象期間に対する本年度の割合を乗じた額を計上。

退職給付引当金

財政健全化法において将来負担比率算定に用いる、要支給額方式により算定。

ただし、水道事業会計、病院事業会計については、職員の退職給付に備えるため、本年度末までにおける退職給付債務に基づき、本年度末までに発生していると認められる額を計上。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物（出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含む。）を、資金の範囲としている。

7. 消費税等の会計処理

水道事業会計、病院事業会計を除き、税込み方式による。

8. 財務書類の表示金額単位

千円単位とする。なお、記載金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

Ⅱ．追加情報の注記

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は、次のとおりです。

1．出納整理期間について

水道事業会計・病院事業会計は出納整理期間が存在しないため、出納整理期間に相当する期間の取引において、3月末日現在で未収金・未払金等として計上している。よって、出納整理期間中に支払われたものについては、これらを現金決済したものとして調整している。

(根拠条文：地方自治法 235 条の 5)

「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」

2．取引相殺

(単位 千円)

相殺の種類	相殺の内容	金額
①繰出金、負担金の相殺	競輪事業から一般会計への繰出金	100,000
	宿泊等施設事業から一般会計への繰出金	210,000
	老人保健医療事業から一般会計への繰出金	3,617
	一般会計から下水道事業への繰出金	2,550,000
	一般会計から国民健康保険事業への繰出金	1,480,000
	一般会計から公設地方卸売市場事業への繰出金	41,000
	一般会計から老人保健医療事業への繰出金	999
	一般会計から介護保険事業への繰出金	1,464,255
	一般会計から後期高齢者医療事業への繰出金	1,525,343
	一般会計から公共用地先行取得事業への繰出金	682
	一般会計から水道事業への負担金	2,940
	一般会計から病院事業への負担金	1,025,000
②基金繰替運用に係る債権債務等の相殺	ふるさと文化基金からの繰替運用	215,000
	社会福祉基金からの繰替運用	320,000
	ふるさとみどり基金からの繰替運用	453,000
	競輪事業基金からの繰替運用	450,000
	基金繰替運用に係る利息	3,540
③会計間内部取引の相殺	一般会計と水道事業間の取引	16,789
	競輪事業と水道事業間の取引	171
	下水道事業と水道事業間の取引	111,388
	一般会計と病院事業間の取引	449,963
	国民健康保険事業と病院事業間の取引	580
	介護保険事業と病院事業間の取引	35,881
④賞与引当金の追加計上	水道事業	25,988
	病院事業	247,659